

様式2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	低炭素建築物の計画の認定の取消し	
根拠条例・規則等名	都市の低炭素化の促進に関する法律	
条 項	第58条	
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1518)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none">・処分基準は、法第58条の定めによる。
設定等年月日	平成24年12月4日設定 平成24年12月4日最終改正	
備 考		